



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2020年2月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## 75歳以上に「フレイル健診」来年度から

令和2年度から、75歳以上の後期高齢者を対象とした「フレイル健診」が導入されます。これに伴い、フレイル（加齢による身体や認知機能低下）の早期発見や適切な助言を行うための新たな質問票が策定され、公表されました。



## 高齢者の特性に着目した新メニュー

高齢者に対する現行の健診は、壮年期のメタボリックシンドローム対策に重点を置いた特定健診等に準じて実施されています。後期高齢者にとって、この内容は必ずしも適切とはいえません。そこで来年度より、後期高齢者を対象に、新たな健診が実施されることになりました。

この健診等で用いられる「後期高齢者の質問票」が下表になります。高齢者の健康状態を総合的かつ適切に把握し、フレイルの早期発見や、重症化予防に役立つ内容です。運動機能だけでなく、生活習慣や社会参加等、介護予防の観点から、高齢者の日常生活全般に目を向けている

ことも、特徴の一つです。

高齢者は少しのきっかけで体調を崩す等、健康状態の変化が大きいため、この質問票は、年1回の健診の場面だけでなく、地域サロン等の「通いの場」や、かかりつけ医の診療等でも定期的実施されることが推奨されています。

質問票の回答内容は、国保データベース (KDB) システムに収載され、必要な保健事業や医療機関受診につなげる等、多面的な高齢者の健康支援に活用されます。

参考：厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204952\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204952_00002.html)

## ■ 後期高齢者の質問票

類型	No	質問文	類型	No	質問文
健康状態	1	現在の健康状態はいかがですか	運動・転倒	9	ウォーキング等の運動を週1回以上していますか
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか		11	今日が何月何日か分からないときがありますか
口腔機能	4	半年前に比べ固いものが食べにくくなりましたか	喫煙	12	たばこを吸いますか
	5	お茶や汁物等でむせることがありますか	社会参加	13	週に1回以上は外出していますか
体重変化	6	半年で2~3kg以上体重減少がありましたか		14	普段から家族や友人と付き合いがありますか
運動・転倒	7	以前より歩く速度が遅くなってきたと思いますか	ソーシャルサポート	15	体調が悪いときに身近に相談できる人がいますか
	8	この1年間に転んだことがありますか			

## 福祉施設の賃金改定状況

雇用の維持や人材確保のために、賃金引き上げを実施する企業は少なくありません。ここでは、2019年11月に発表された資料<sup>\*</sup>から、福祉施設等の賃金改定状況に関する情報をみていきます。

### 賃金引き上げ実施割合は低下

上記調査結果から、福祉施設等（以下、医療、福祉）の賃金改定状況をまとめると、下表のとおりです。

医療、福祉の賃金改定状況（％）

	医療、福祉		全体	
	2018年	2019年	2018年	2019年
引き上げた	93.0	86.5	89.7	90.2
引き下げた	-	-	0.4	0.0
実施しない	4.3	6.7	5.9	5.4
未定	2.7	6.7	4.0	4.3

厚生労働省「令和元年賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

医療、福祉で2019年に賃金の引き上げを実施した又は実施する（以下、引き上げた）割合は86.5%で、2018年より6.5ポイント減少しました。賃金の引き下げを実施した又は実施する（以下、引き下げた）企業はないものの、賃金改定を実施しない、未定とする割合が2018年よりも高くなっています。回答企業全体では、引き上げた割合は90.2%で2018年より0.5ポイ

ント増加しています。

### 1人平均賃金の改定額と改定率

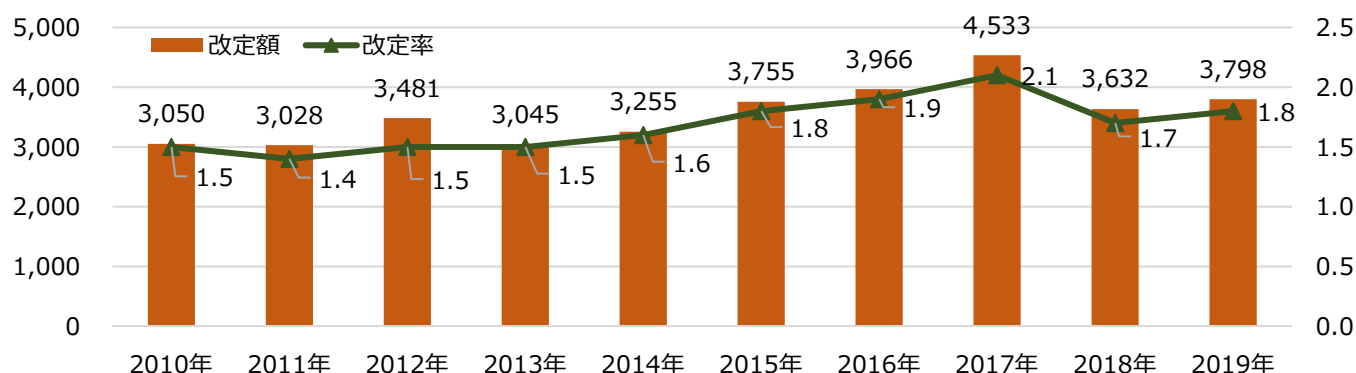
次に、上記結果と過去の結果から、医療、福祉の1人平均賃金の改定額と改定率の推移をまとめると、下グラフのとおりです。

直近10年で最も高かったのは2017年の4,533円です。他の年は3,000円台で推移しています。ただし2015年以降は3,600円を超えて、それ以前より高い水準になっています。改定率は2017年に2.1%となった以外は、おおむね1%台後半で推移しています。

なお、回答企業全体では、2019年の1人平均賃金改定額は5,000円台で、改定率が2.0%と医療、福祉より高い状態が続いています。

2020年に賃上げを実施する割合はどの程度になるでしょうか。

1人平均賃金の改定額と改定率の推移（円、％）



厚生労働省「賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和元年賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」

日本標準産業分類による15大産業に属する会社組織の民間企業を調査対象とし、そのうち産業、企業規模別に抽出した約3,500社を調査客体として2019年8月に行われた調査です。ここで紹介したデータは、常用労働者100人以上の企業（調査客体企業数は3,224社、有効回答企業数は1,647社）について集計したものです。数値は四捨五入の関係で100にならないことがあります。詳細は次のURLのページからご確認ください。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/19/index.html>

## 福祉施設でみられる 人事労務Q&A



### 『身元保証書の効力と民法改正に伴う留意点』



当施設では、採用時に「身元保証書」を提出してもらっていますが、具体的にどこまで効力があるのでしょうか。また、留意点があれば、その内容を教えてください。



身元保証契約とは、職員が施設に何らかの損害を与えた場合に、職員と身元保証人（以下「保証人」という）が連帯してその賠償を行うというものです。2020年4月より、保証に関して改正された民法が施行となり、2020年4月1日以降に身元保証契約が成立する身元保証書について、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額（上限額）の記載がない場合、契約自体が無効となります。

#### 詳細解説：

##### 1. 身元保証書の効力

仮に職員が施設に大きな損害を与えたときに、職員から身元保証書の提出があったとしても、保証人保護を目的として、その責任範囲は法律で定められています。



保証人の責任やその金額は、一切の事情を考慮して、裁判所が合理的な額を決定すべきとされており、実際に発生した損害が全額賠償されるとは限りません。

また、身元保証書に記載された内容の保証期間は、原則として3年となり、別途書面の中で期間を定めたとしても5年を超えることはできません。

##### 2. 民法改正に伴う留意点

2020年4月から保証に関する民法の規定が大きく変わります。個人の保証人が、将来想定外の債務を負うことを防ぐため、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を「〇〇円」と明瞭に定めなければ、身

元保証契約は無効となります。

そのため、4月以降、身元保証書へ極度額を記載するときに、あまり高額な極度額を定めると、身元保証をしてくれる人が見つからないという事態になりかねません。身元保証書へ極度額を記載する場合、いくりに設定するかについて検討する必要があります。

##### 3. 身元保証書を提出してもらう目的

身元保証書の提出は、法律で義務付けられたものではなく、今まで保証人へ賠償請求したことはないが、念のため提出させておくなど、制度や運用自体が形骸化しているケースも珍しくありません。身元保証書には、損害が起こったときの賠償という目的だけでなく、保証人に対して、職員が施設で働くことへの監督責任や、職員本人に対して、施設で働くという自覚を促す効力も見込まれます。

今回の民法改正を機会ととらえ、身元保証書の必要性や目的を改めて考え、極度額を記載するのか、あるいは身元保証制度自体の見直しを行うのかを含めて、幅広い議論を行うことが求められます。

# 事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

## 『配慮のバロメーター』



### ワンポイントアドバイス

ある医院で接遇研修を行うため、事前訪問をしたときのことです。事例のように、会計のスタッフが患者様一人ひとりに優しく声をかけている医院がありました。

その医院では、声をかけたスタッフが次の患者様の対応をしながら、出口にある傘立て付近まで視野を広げ、お帰りの患者様を気にかけているように見受けられました。

後でお聞きしたところ、この医院では、患者様の忘れ物が非常に少ないとのことでした。

以上は、医院での事例ですが、施設も同様のことがいえるのではないのでしょうか。

実は、忘れ物は、スタッフの気配りにも関係しています。利用者様をよく見て注意を払い、声かけを行う機会が多ければ、忘れ物の数は減っていきます。

逆に、目の前の業務に追われ、利用者様への興味がなければ、声をかける機会が減り、忘れ物は多くなってしまいます。

レクリエーションルームや談話室、作業場など利用者様が集う場での忘れ物確認は欠かせませんが、出入口の傘立てなども確認をしてみましょう。

誰も使っていない古い傘がいつまでも置いてあるならば、それはスタッフの配慮不足からきている現象なのかもしれません。

忘れ物がないかの確認を通じて、利用者様への配慮を振り返ることができるのではないのでしょうか。

